

# 福岡県公報

令和二年三月三十一日  
第九十号  
増刊  
①

## 目次

### 条 例 (第一号―第二十五号)

○ 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	四
○ 福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	五
○ 地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例 (人事課)	五
○ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (人事課)	六
○ 福岡県税条例の一部を改正する条例 (税務課)	六
○ 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例 (総務事務厚生課)	七
○ 福岡県文化芸術振興条例 (文化振興課)	七
○ 福岡県スポーツ推進条例 (スポーツ振興課)	一
○ 福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用に関する条例 (生活安全課)	一五
○ 福岡県が設立する公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例 (政策課)	一九
○ 福岡県旅館業法施行条例及び福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)	一九
○ 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)	二〇
○ 福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)	二二

○ 福岡県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例 (生活衛生課)	二一
○ 福岡県専門医研修資金貸与条例 (医療指導課)	二〇
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例 (薬務課)	三二
○ 福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (廃棄物対策課)	三三
○ 福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例 (商工政策課)	三三
○ 福岡県農林水産関係手数料条例及び恩給又は退職年金若しくは退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例 (漁業管理課)	三四
○ 福岡県漁港管理条例の一部を改正する条例 (水産振興課)	三四
○ 福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	三五
○ 福岡県都市公園条例の一部を改正する条例 (公園街路課)	三五
○ 福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課)	三五
○ 福岡県監査委員条例の一部を改正する条例 (監査委員事務局総務課)	三六
○ 福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	三六

## 公布された条例のあらまし

◇ 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、その服務の宣誓に関し必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、第一条及び第三条の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇ 福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 児童相談所における虐待相談対応の困難性の増大及び国による児童相談所職員給与費に係る地方財政措置の拡充を踏まえ、当該職員の給料の調整額を見直すこととした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

(総務部人事課)

1 地方自治法等の一部を改正する法律の制定による地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理することとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(総務部人事課)

1 地方自治法等の一部を改正する法律の制定による地方自治法の一部改正により、知事等の損害賠償責任の一部免責について県が条例で定めることができることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 令和二年四月一日から宿泊税を課すことに伴い、地方税法第三条の二の規定により宿泊税の賦課徴収に関する知事の権限に属する事務を博多県税事務所長に委任するため、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部総務事務厚生課)

1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に規定する会計年度任用職員に給料が支給されることに伴い、給料を支給される職員の補償基礎額に関し必要な事項を定めることとした。

2 一 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県文化芸術振興条例

(人づくり・県民生活部文化振興課)

1 文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、文化芸術の振興に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇福岡県スポーツ推進条例

(人づくり・県民生活部スポーツ振興課)

1 総合的かつ計画的に施策を推進し、県民の心身共に健康で文化的な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることとした。

2 一 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 福岡県スポーツ推進審議会条例は、廃止することとした。

◇福岡県自転車安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例

(人づくり・県民生活部生活安全課)

1 自転車の安全で適正な利用及び活用を総合的かつ計画的に促進又は推進し、もって県民が安心して暮らし、活力ある地域社会の実現に寄与するため、自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに市町村、県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることとした。

2 一 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、第十七条から第二十二條までの規定は、令和二年十月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県が設立する公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

(人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課)

1 地方自治法等の一部を改正する法律の制定による地方独立行政法人法の一部改正により、県が設立する公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除について設立団体が条例で定めることができることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇福岡県旅館業法施行条例及び福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部生活衛生課)

1 レジオネラ症発生防止対策の観点から、旅館業及び浴場業における入浴施設の衛生措置の基準について見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和二年七月一日から施行することとした。

◇福岡県動物の愛護及び管理に関する条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部生活衛生課)

1 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の制定等に伴い、関係条例の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和二年六月一日から施行することとした。ただし、第二条中別表一

○の項の改正規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部生活衛生課)

1 健康増進法の一部を改正する法律の制定により、望まない受動喫煙の防止を図るための措置等が規定されたことに伴い、興行場の構造設備及び衛生措置の基準の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇福岡県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例

(保健医療介護部生活衛生課)

1 食品衛生法等の一部を改正する法律及び食品表示法の一部を改正する法律の制定等に伴い、関係条例の規定を整備することとした。

2 一 この条例は、令和三年六月一日から施行することとした。ただし、第一条の規

定は令和二年六月一日から、第三条中第十条の改正規定は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県専門医研修資金貸与条例

(保健医療介護部医療指導課)

1 県内の地域医療の充実に必要な医師を確保するために、医師確保が困難な診療科において医師として従事しようとする者に対し、専門研修資金を貸与することとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

(保健医療介護部薬務課)

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の制定による覚え、剤取締法の「一部改正により、法律の題名が「覚醒剤取締法」に改められたこと等に伴い、関係条例の規定を整理することとした。

2 この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

(環境部廃棄物対策課)

1 浄化槽法の一部を改正する法律の制定により、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。

2 一 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、第三条第一

項の改正規定、第五条第一項の改正規定及び第十条第二項の次に一項を加える改正規定については、令和三年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

(商工部商工政策課)

1 高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定により、高圧ガス保安法に係る手数料の標準が改められたことに伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査手数料について定めることとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇福岡県農林水産関係手数料条例及び恩給又は退職年金若しくは退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例

(農林水産部水産局漁業管理課)

1 漁業法等の一部を改正する等の法律の制定に伴い、漁獲割当割合の設定の申請に対する審査に係る手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県漁港管理条例の一部を改正する条例

(農林水産部水産局水産振興課)

1 漁港の有効活用を推進するため、漁港施設の占用許可の期間を延長することとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築指導課)

1 建築基準法施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 公園施設として筑後広域公園内に球技場を整備することに伴い、その利用料金の上限を定めることとした。

2 この条例は、令和二年六月一日から施行することとした。

◇福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇福岡県監査委員条例の一部を改正する条例

(監査委員事務局総務課)

1 地方自治法等の一部を改正する法律の制定による地方自治法の一部改正により、財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針並びにこれに基づき整備した体制について知事が評価した報告書を監査委員の審査に付すこととされたことに伴い、当該審査の期間について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 警察法施行令の一部が改正され本県警察の地方警察職員たる警察官の定員及び階級別定員の基準の特例が定められることに伴い、本県警察官の定員及び階級別定員を改めることとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

条 例

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第一号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年福岡県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改める。

第二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。第三條中「外」を「ほか」に改める。

**附則**

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第二号**

福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表児童福祉施設及び児童相談所の項を次のように改める。

<p>(1) 県立福岡学園に勤務し、直接児童の指導及び自立支援に従事する児童自立支援専門員及び児童生活支援員（福岡県職員の給与に関する条例第十一条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職を占める職員（以下「管理職員」という。）を除く。）</p>	<p>三</p>
<p>(2) こども療育センター新光園に勤務し、直接児童の理学療法、作業療法又は言語療法の業務に従事する職員</p> <p>(3) 児童相談所に勤務し、直接要保護児童の一時保護の業務に従事する児童指導員及び保育士</p> <p>(4) 児童相談所に勤務し、直接児童の心理判定の業務に従事する職員</p>	<p>二・五</p>
<p>(5) こども療育センター新光園の肢体不自由児（母子入所の児童を除く。）を入院させるための病棟に勤務し、直接児童の保育看護に従事する看護長、看護師及び准看護師</p>	

児童福祉施設及び児童相談所

<p>(6) こども療育センター新光園に勤務し、直接児童の保育及び指導に従事する児童指導員及び保育士</p> <p>(7) 直接児童の心理判定の業務に従事する職員（(4)に掲げる者を除く。）</p> <p>(8) こども療育センター新光園に勤務し、医療業務に従事する医師（園長を除く。）</p> <p>(9) 児童相談所に勤務し、児童福祉司の業務に従事する職員（管理職員及び看護師職給料表の適用を受ける者を除く。）</p>	<p>二</p>
<p>(10) こども療育センター新光園に勤務し、診療エックス線又は衛生検査の業務に従事する技師</p> <p>(11) こども療育センター新光園に勤務し、医療業務に従事する医師（園長に限る。）</p> <p>(12) 直接児童の保育看護に従事する看護長、看護師及び准看護師（こども療育センター新光園に勤務する者（管理職員及び(5)に掲げる者を除く。）に限る。）</p>	<p>一</p>
<p>(13) こども療育センター新光園に勤務し、調剤又は栄養管理の業務に従事する技師</p>	<p>〇・五</p>

**附則**

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第三号**

地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

**第一条** 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除

に関する条例（平成元年福岡県条例第十四号）の一部を次のように改正する。  
第三条中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改める。

（福岡県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

**第二条** 福岡県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

（福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

**第三条** 福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

（福岡県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

**第四条** 福岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十二年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

**附則**

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第四号**

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

**第一条** この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）

第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会委員若しくは委員又は職員（法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる

者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部免責に  
関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

**第二条** 知事等の県に対する損害を賠償する責任は、知事等が職務を行うことにつき善  
意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲  
げる知事等の区分に応じ当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものと  
する。

- 一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定  
する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和二十  
二年政令第十六号。以下「政令」という。）第七十三条第一項第一号に規定する  
普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の  
区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 知事 六

- ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員  
会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

- ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委  
員会の委員又は公営企業の管理者 二

- ニ 職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる職員を除く。） 一

- 二 地方警務官 政令第七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年  
額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

- イ 警察本部長 二
- ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一

**附則**

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第五号**

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項及び第三項中「並びに産業廃棄物税」を「、産業廃棄物税並びに宿泊税」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和四十三年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

五 給料を支給される職員 法第二条第四項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例第四条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

福岡県文化芸術振興条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県条例第七号

福岡県文化芸術振興条例

福岡県知事 小川 洋

目次

前文

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 基本計画等（第五条・第六条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第一節 文化芸術の振興（第七条―第十二条）

第二節 文化芸術に親しむことができる環境づくり（第十三条―第二十一条）

第三節 障がいのある人の文化芸術活動の推進（第二十二条―第二十八条）

第四節 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信（第二十九条―第三十一条）

第四章 雑則（第三十二条・第三十三条）

附則

文化芸術は、人々が暮らしの中で、自由に楽しみ、親しみ、創り出していくものである。

また、年齢、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人に社会参加の機会を与え、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う精神をはぐくむものである。

本県は、古来、中国大陸や朝鮮半島に近接する地理的条件により、アジアと我が国との交流の玄関口として栄えてきた。我が国が海外の多様な文化の影響を受けつつも、これを深化させ、誇るべき独自の文化を形成する上で、本県は、その窓口として重要な役割を果たしてきた。

明治時代には、鉄鋼業や石炭産業などが勃興し、日本の近代化を支えるとともに、産業の発展に伴い、全国から多くの人々が本県に集まり、その交流の中で、新たな文化が生まれ、はぐくまれてきた。

こうした歴史的背景により、開放的で明るく、進取の気性に富む県民性が培われてきた。

このような中、本県の誇るべき文化を守り、より良いものに高め、将来世代に受け継いでいくとともに、一人ひとりが自分らしく、文化芸術を創造し、享受することにより

、県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現を目指していかなければならない。ここに、県、県民及び文化芸術団体等が連携し、本県の文化芸術の更なる振興を図るため、この条例を制定する。

**第一章 総則**

**(目的)**

**第一条** この条例は、文化芸術の振興に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

**(基本理念)**

**第二条** 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行うものの自主性が十分に尊重されなければならない。

**2** 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行うものの創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

**3** 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

**4** 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

**5** 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、障がいのある人の文化芸術活動の推進が、文化芸術活動への参加又は創造における物理的又は心理的な障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであることに鑑み、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性及び能力の発揮並びに社会参加が図られるよう配慮されなければならない。

**6** 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、県内各地域の歴史、風土等を反映した特色ある多様な文化芸術が保護され、その発展が図られなければならない。

**7** 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、本県の文化芸術が広く発信されるよう、文化芸術を通じた国内外の地域との交流の推進が図られなければならない。

**8** 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

**9** 文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

**(県の責務)**

**第三条** 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

**(国、市町村等との連携)**

**第四条** 県は、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、国、市町村、文化芸術団体、文化施設、学校、研究機関、社会福祉法人、特定非営利活動法人、企業その他の関係機関との連携に努めるとともに、相互の連携が図られるよう努めるものとする。

**第二章 基本計画等**

**(基本計画)**

**第五条** 知事は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条の二に規定する地方文化芸術推進基本計画（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）第八条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を含むものとする。以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

**2** 知事は、基本計画を定めるに当たっては、福岡県文化芸術振興審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。



3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(福岡県文化芸術振興審議会)

**第六条** 県に福岡県文化芸術振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、知事又は教育委員会の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する施策の推進に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事又は教育委員会に意見を述べることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

#### 第一節 文化芸術の振興

(芸術の振興)

**第七条** 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能等の継承及び発展)

**第八条** 県は、伝統芸能（能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。以下同じ。）、民俗芸能（神楽、風流、獅子舞その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。以下同じ。）及び祭り、年中行事その他の地域の歴史並びに風土の中で形成されてきた風俗慣習の継承及び発展を図るため、これらの公演、活動等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統工芸の継承及び発展)

**第九条** 県は、伝統工芸（先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸をいう。）の継承及び発展を図るため、後継者の育成、技術の継承、作品の展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能及び生活文化の振興等)

**第十条** 県は、芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能及び民俗芸能を除く。））及び生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

**第十一条** 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(世界文化遺産等の継承)

**第十二条** 県は、世界文化遺産、無形文化遺産、世界の記憶その他の世界的に価値を認められた遺産を次代へ確実に受け継ぐために、これらの顕著な価値を守り、広く世界に伝える施策を講ずるものとする。

#### 第二節 文化芸術に親しむことができる環境づくり

(県民の関心及び理解)

**第十三条** 県は、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

**第十四条** 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術を鑑賞する機会の創出、地域における文化芸術活動を行う環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

**第十五条** 県は、青少年が人間性及び創造性並びに郷土への誇り及び愛着を高めることができるよう、青少年が文化芸術に触れる機会の提供、青少年の文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

**第十六条** 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、体験学習等文化芸術に関する教育の充実、文化芸術団体が学校において行う文化芸術活動に対する支

援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者の文化芸術活動の充実)

**第十七条** 県は、高齢者の文化芸術活動の充実を図るため、高齢者がその豊富な知識や経験を生かし、積極的に文化芸術活動に参加し、活躍できる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の担い手の育成及び確保)

**第十八条** 県は、文化芸術に関する創造的活動を行うもの、伝統芸能を伝承するもの、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有するもの等文化芸術の担い手の育成及び確保を図るため、人材育成に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設の充実)

**第十九条** 県は、自らが設置する文化施設に関し、施設の充実に努めるとともに、公演及び展示等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

**第二十条** 県は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 県は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(地域の文化的な景観等の保全)

**第二十一条** 県は、文化的な、又は歴史的な景観の保全及び活用を図るため、景観の保全活動等に必要な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

**第三節** 障がいのある人の文化芸術活動の推進

(鑑賞の機会の拡大)

**第二十二条** 県は、障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供、障がいのある人が文化施設を円滑に利用できるような設備の充実等障がいの特性に応じた合理的配慮の提供(福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例(平成二十九年福岡県条例第十一号)第二条第五号に規定する合理的配慮の提供をいう。)により、文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(創造の機会の拡大)

**第二十三条** 県は、障がいのある人が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障がいのある人が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(作品等の発表の機会の確保)

**第二十四条** 県は、障がいのある人の文化芸術の作品等の発表の機会を確保するため、その作品等に関する情報の発信、その発表のための催しの開催の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

**第二十五条** 県は、障がいのある人の文化芸術の作品等に係る所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(作品等に係る事業活動への支援)

**第二十六条** 県は、障がいのある人の文化芸術の作品等に係る販売、公演その他の事業活動が円滑かつ適切に行われるよう事業者等との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

**第二十七条** 県は、障がいのある人の文化芸術活動について、障がいのある人、その家族その他の関係者からの相談に応ずるため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

**第二十八条** 県は、障がいのある人の文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

**第四節** 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信

(文化芸術を活用した地域活性化)

**第二十九条** 県は、文化芸術の活用による地域の活性化を図るため、文化芸術を活用したまちづくり並びに産業及び観光の振興に資する取組を推進するものとする。

(文化芸術を通じた国際交流の推進)

**第三十条** 県は、県民とアジアその他の地域の人々との相互理解の促進及び友好提携を

締結している地域その他の地域との関係の発展を図るため、文化芸術を通じた国際的な交流に資する取組を推進するものとする。

(文化芸術の魅力の発信)

**第三十一条** 県は、前二条の施策を効果的に推進するため、本県の文化芸術の魅力に関する情報を国内外へ発信するものとする。

**第四章 雑則**

(表彰)

**第三十二条** 知事は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものに対し、表彰を行うことができる。

(財政上の措置)

**第三十三条** 県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**附則**

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県スポーツ推進条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第八号**

福岡県スポーツ推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 推進計画等(第十条・第十一条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツ活動の推進(第十二条―第十九条)

第二節 スポーツを推進する人材の育成(第二十条・第二十一条)

第三節 スポーツを推進する環境づくり(第二十二条―第二十五条)

第四節 スポーツを通じた地域振興等(第二十六条―第二十八条)

**第四章 雑則(第二十九条・第三十条)**

附則

スポーツは、する人に楽しさと喜びを、見る人と応援する人に勇氣と感動を与えるものである。

スポーツは、生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で大きな役割を果たすものである。

スポーツは、青少年の体力を向上させ、他者を尊重する精神や克己心、規範意識を培い、その健全育成に大きな影響を及ぼすものである。

スポーツは、人々の交流を促進し、地域の一体感や活力の醸成に寄与するものである。

本県は、これまで、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会で活躍する数々の名選手を輩出してきた。

本県は、様々なプロスポーツチームが本拠地を構え、国際的な規模のスポーツの競技会が開催されることで、スポーツを目的に全国から多くの人々が集まり、スポーツを通じた交流が進んでいる。

本県では、子どもから高齢者まで多くの県民がそれぞれの体力や技能、興味、関心、目的に応じてスポーツを楽しみ、体力の向上や健康づくりに取り組んでいる。

このような恵まれたスポーツの環境は、本県の強みである。その強みを生かし、県民のスポーツ活動を活性化することにより地域に活力をもたらし、スポーツの力により活性化した地域がさらにスポーツを支援できる力を発揮する好循環を生み出すため、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって県民の心身共に健康で文化的な生活及び活力ある地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

**第一章 総則**

(目的)

**第一条** この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、

総合的かつ計画的に施策を推進し、もって県民の心身共に健康で文化的な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 スポーツ 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために個人又は集団により行われる運動競技その他の身体運動（レクリエーションとして行われる身体運動等を含む。）をいう。
  - 二 スポーツ活動 スポーツを行い、若しくは観覧し、又は支えることをいう。
  - 三 全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会 全国的な規模のスポーツの競技会又はオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。
  - 四 スポーツ選手 スポーツの競技会に出場することを目的としてスポーツを行う者（プロスポーツ選手を除く。）をいう。
  - 五 スポーツにおける健全性等 スポーツにおける健全性、誠実性及び高潔性をいう。
  - 六 プロスポーツ選手 業としてスポーツを行う者をいう。
  - 七 指導者 監督、コーチ等スポーツに関する指導及び助言を行う者をいう。
  - 八 スポーツ団体 スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体（プロスポーツチームを含む。）をいう。
  - 九 プロスポーツチーム プロスポーツ選手が所属し、興行（不特定又は多数の者に見せることをいう。）としてスポーツを行う団体をいう。
  - 十 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- （基本理念）
- 第三条** スポーツは、県民が生涯にわたって、その適性、興味、関心等に応じて、自主的かつ主体的に親しむことができるよう推進されなければならない。
- 2 スポーツは、青少年の運動能力の向上が図られるとともに、健全な心身が培われ、豊かな人間性がはぐくまれるよう推進されなければならない。
- 3 スポーツは、障がいのある人が自主的かつ主体的にスポーツ活動に親しむため、障がいの状態に応じて必要な配慮及び支援が行われ、障がいのある人の個性及び能力が発揮され、並びに社会参画に寄与するよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツ選手が全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会において

優秀な成績を収めることができる等、その競技水準が向上するよう推進されなければならない。

- 5 スポーツは、スポーツにおける健全性等が向上するよう推進されなければならない。
  - 6 スポーツは、スポーツ活動における安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
  - 7 スポーツは、県民の心身の健康の保持増進が図られるよう推進されなければならない。
  - 8 スポーツは、世代間及び地域間の交流を促進し、地域社会の活性化に寄与するよう推進されなければならない。
  - 9 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流を通じて、国際相互理解に寄与するよう推進されなければならない。
- （県の責務）
- 第四条** 県は、前条に定める基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- （スポーツ選手等の役割）
- 第五条** スポーツ選手、プロスポーツ選手、指導者及びスポーツ団体は、スポーツにおける健全性等の向上に努めるものとする。
- （指導者の役割）
- 第六条** 指導者は、スポーツに関する指導及び助言を行う上で必要となる知識及び技能の向上に努めるものとする。
- （スポーツ団体の役割）
- 第七条** スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。
- （事業者の役割）
- 第八条** 事業者は、県及び市町村が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- （国、市町村等との連携）
- 第九条** 県は、スポーツの推進に当たっては、国、市町村、県民、スポーツ団体及び事

業者との連携に努めるとともに、相互の連携が図られるよう努めるものとする。

**第二章 推進計画等**

**(推進計画)**

**第十条** 知事は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第十条に規定する地方スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、推進計画を定めるに当たっては、福岡県スポーツ推進審議会に意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

**(福岡県スポーツ推進審議会)**

**第十一条** 県に福岡県スポーツ推進審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、知事又は教育委員会の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事又は教育委員会に意見を述べることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**第三章 基本的施策**

**第一節 スポーツ活動の推進**

**(県民参加の促進)**

**第十二条** 県は、県民のスポーツ活動への参加を促進するため、県民のスポーツに対する興味、関心及び理解を深める施策、スポーツ活動への意欲を高める施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

**(生涯にわたるスポーツ活動の推進)**

**第十三条** 県は、県民が生涯にわたって年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、体力、技能、興味、関心、目的等に応じてスポーツ活動に参加することができるよう、多

様なスポーツ活動に参加する機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

**(幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進)**

**第十四条** 県は、幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進を図るため、幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

**(学校におけるスポーツ活動の推進)**

**第十五条** 県は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるスポーツ活動の推進を図るため、教員の資質向上のための研修、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

**(高齢者のスポーツ活動の推進)**

**第十六条** 県は、健康寿命を延伸し、高齢者が生きがいをもって豊かな生活を営むことができるよう、高齢者のスポーツ活動の推進に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

**(女性のスポーツ活動の推進)**

**第十七条** 県は、女性のスポーツ活動の推進を図るため、指導者及び女性のスポーツ活動の推進に寄与する人材の育成、女性のスポーツ活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、女性の身体的又は生理的な特徴に鑑み、女性のスポーツ選手が医学的かつ科学的な知識に基づいた支援を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

**(障がいのある人のスポーツ活動の推進)**

**第十八条** 県は、障がいのある人のスポーツ活動の推進を図るため、障がいのある人の競技水準向上のための取組、障がいのある人のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障がいのある人のスポーツ活動に対する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うとともに、障がいのある人及び障がいのない人が共にスポーツを楽しみ、並びに互いを理解し、及び尊重しつつ、体を動かす喜びを感じることができる機会を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障がいのある人が安全にかつ安心してスポーツ活動を行うことができるよう

、利用しやすい施設の整備、福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十九年福岡県条例第十一号）第二条第五号に規定する合理的配慮の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（健康の保持増進等）

**第十九条** 県は、スポーツを通じた県民の健康の保持増進、疾病予防等を図るため、運動習慣の定着に向けた取組、適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

**第二節** スポーツを推進する人材の育成

（スポーツ選手の育成）

**第二十条** 県は、スポーツ選手が全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツに関する医学的かつ科学的な知識の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

（指導者の育成等）

**第二十一条** 県は、指導者等の育成及び資質の向上並びにその活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

**2** 県は、優秀なスポーツ選手及び優秀な指導者等が、その能力を幅広く社会に生かすことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

**第三節** スポーツを推進する環境づくり

（スポーツ施設の整備等）

**第二十二条** 県は、スポーツ施設の整備に努めるものとする。

**2** 県は、県民がスポーツ施設を安心して利用できるよう、スポーツ施設の安全の確保、利便性の向上等に努めるものとする。

**3** 県は、県が有する学校、公園及びスポーツ施設をスポーツ活動の場として有効に活用できるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（スポーツに関する情報の提供）

**第二十三条** 県は、スポーツの推進を図るため、県民等に対してスポーツに関する情報の提供を行うものとする。

（スポーツにおける健全性等の向上）

**第二十四条** 県は、スポーツにおける健全性等の向上を図るため、体罰、暴力その他ハ

ラスメント行為の防止のために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツ活動における事故の防止等）

**第二十五条** 県は、スポーツ活動による事故、外傷、障がい等を防止し、及びこれらの軽減を図るための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

**第四節** スポーツを通じた地域振興等

（スポーツを通じた地域間交流の促進等）

**第二十六条** 県は、地域間交流及び住民相互の交流の促進を図るため、市町村等が行うスポーツを活用した取組への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

**2** 県は、全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会等を誘致し、及び開催し、並びにスポーツの強化合宿等を誘致するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツを通じた地域経済の活性化）

**第二十七条** 県は、スポーツ産業の振興をはじめとするスポーツを通じた地域経済の活性化を図るため、事業者等への情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツを通じた国際交流の推進）

**第二十八条** 県は、国際相互理解の増進に寄与するため、スポーツを通じた国際交流その他の必要な施策を講ずるものとする。

**第四章** 雑則

（表彰）

**第二十九条** 知事は、スポーツにおいて顕著な成果を収めたもの及びスポーツの振興に寄与したものを表彰することができる。

（財政上の措置）

**第三十条** 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**附 則**

（施行期日）

**1** この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

**2** この条例の施行の際現に定められている推進計画は、第十条第一項の規定により定められた推進計画とみなす。

3 この条例の施行の日の前日において、福岡県スポーツ推進審議会条例（平成二十四年福岡県条例第五十号）の規定により設置された福岡県スポーツ推進審議会の委員は、この条例の施行の日をもって、別に辞令を用いなくてこの条例の規定により設置された福岡県スポーツ推進審議会の委員に任命されたものとする。  
 （福岡県スポーツ推進審議会条例の廃止）

4 福岡県スポーツ推進審議会条例は、廃止する。

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第九号**

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成二十九年福岡県条例第八号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第十一条）

第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策（第十二条―第二十三条）

第三章 自転車の活用の推進に関する基本的施策（第二十四条―第二十六条）

第四章 雑則（第二十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

**第一条** この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに市町村、県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用及び活用を総合的かつ計画的に促進又は推進し、もって県民が安心して暮らし、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。

二 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。

三 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

四 交通安全団体 交通安全に関する活動又は自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を行う団体をいう。

五 自動車等 法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。

六 自転車関係法令 法その他の自転車に係る法令（公安委員会規則を含む。）をいう。

七 高齢者 六十五歳以上の者をいう。

八 自転車交通安全教育 自転車の安全で適正な利用のための交通安全教育をいう。

九 児童等 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

十 保護者 児童等を保護する責任のある者をいう。

十一 自転車小売業者 県内で自転車の小売を業とする者をいう。

十二 自転車貸付業者 県内で自転車を反復継続して貸し付ける事業者をいう。

十三 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。

（基本理念）

**第三条** 自転車の安全で適正な利用の促進は、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するものであるという認識の下に行われなければならない。

2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車等への依存の程度を低減することが、環境への負荷の低減、県民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担並びに相互の連携の下に、県民、事業者及び交通安全団体の協力を得て、自転車等の安全で適正な利用の促進及び活用推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(自転車利用者の責務)

**第五条** 自転車利用者は、自転車が車両(法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)であることを認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 夜間、道路を通行するときは、前照灯を点灯するとともに、尾灯を点灯し、又はそれに代わる物として自転車関係法令に定める反射器材を備え付けること。
- 二 前車輪及び後車輪を制動するブレーキを備えていない自転車を運転しないこと。
- 三 酒気を帯びて自転車を運転しないこと。
- 四 道路、交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度及び方法で運転すること。
- 五 傘を差し、携帯電話用装置等の通話若しくは操作をし、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して大音量で音楽等を聞きながら運転しないこと。
- 六 自転車の運転中に自らが当事者となる交通事故(以下この号において「交通事故」という。)があったときは、直ちに運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講ずるとともに、警察官に交通事故が発生した日時その他交通事故に関する情報及び交通事故について講じた措置を報告すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか自転車関係法令を遵守すること。
- 2 前項に定めるもののほか、自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用のため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。
  - 一 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得すること。
  - 二 自転車の側面に反射器材を備え付けること。
  - 三 高齢者においては、乗車用ヘルメットを着用すること。
  - 四 自転車の通行が認められている歩道において、歩行者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、その安全に配慮し、自転車を押して歩くこと。

五 他人に迷惑をかけることとなる運転をしないこと。

(市町村の役割)

**第六条** 市町村は、その区域内の実情に応じ、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

**第七条** 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進及び活用推進のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第八条** 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動において自転車の安全で適正な利用の促進及び活用推進に努めるものとする。

2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(交通安全団体の役割)

**第九条** 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進のための活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村等に対する支援)

**第十条** 県は、市町村、県民、事業者及び交通安全団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用推進のための取組について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

**第十一条** 県は、自転車の安全で適正な利用の促進及び活用推進に対する県民、自転



車利用者及び事業者の関心及び理解を深めることができるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

## 第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策

(県民に対する自転車交通安全教育)

**第十二条** 県は、県民に対し、自転車交通安全教育を行うものとする。

2 県は、自転車交通安全教育を行う指導者を育成するものとする。

(学校における自転車交通安全教育等)

**第十三条** 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学

校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の長は、その児童又は

生徒に対し、発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない

い。

2 学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する

専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校並びに規則で定める教育機関

の長は、その学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発を

行うよう努めなければならない。

(家庭における自転車交通安全教育等)

**第十四条** 保護者は、その保護する児童等に対し、自転車交通安全教育を行うよう努め

なければならない。

2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着

用させるよう努めなければならない。

3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安

全で適正な利用に関する事項について助言をするよう努めなければならない。

(自転車小売業者等による情報の提供)

**第十五条** 自転車小売業者又は自転車貸付業者は、自転車を購入しようとする者又は自

転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な情報

の提供及び助言を行うものとする。

(自転車の点検整備)

**第十六条** 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、そ

の利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車について、安全性を確保するため

に必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等が利用する自転車について、安全性を確保するため

に必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

**第十七条** 自転車利用者(児童等を除く。以下この項において同じ。)は、自転車損害

賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該

利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等

に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車

損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 事業者は、自転車を事業の用に供するときは、自転車損害賠償保険等に加入しな

ければならない。ただし、当該事業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保

等に加入しているときは、この限りでない。

4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保

険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者(当該自転車

貸付業者から自転車を借り受けている者を除く。)が、当該利用に係る自転車損害賠

償保険等に加入しているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

**第十八条** 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車を購入する者に対し、

自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業者のうちに通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいる

ときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を

確認するよう努めなければならない。

3 第十三条第一項に規定する学校の長は、その児童又は生徒のうちに通常の通学の方

法として自転車を利用する者がいるときは、当該児童又は生徒及びその保護者に対し

、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければ

ならない。

4 自転車小売業者は、第一項の規定による確認により自転車損害賠償保険等に加入し

ていることを認めることができなるときは、自転車を購入する者に対し、自転車損害

賠償保険等への加入に関する情報を提供するように努めなければならない。  
5 前項の規定は、第二項及び第三項の場合について準用する。  
(自転車貸付業者の届出等)

**第十九条** 自転車貸付業者は、その事業を開始したときは、規則で定めるところにより、次に定める事項について知事に届け出なければならない。

一 氏名、事業の経営上使用する商号があるときはその商号及び住所（法人にあっては、名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 自転車を貸し付ける場所

三 自転車損害賠償保険等への加入等の状況

四 その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 知事は、前二項の規定により届出をした者が、第十七条第四項の義務を履行していると認めるときは、規則で定めるところにより周知することができる。

(指導及び調査)

**第二十条** 知事は、自転車貸付業者が、第十七条第四項の規定により自転車損害賠償保険等へ加入せず、又は前条第一項及び第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたときは、当該自転車貸付業者に対し、必要な指導をすることができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、その職員をして、当該自転車貸付業者の事務所若しくは自転車を貸し付ける場所に立ち入り、自転車損害賠償保険等への加入等の状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

**第二十一条** 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該自転車貸付業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 前条第一項の規定による指導を受けた自転車貸付業者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。

二 前条第二項の規定による立入調査の対象となった自転車貸付業者が、正当な理由

なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

**第二十二条** 知事は、前条の規定に基づく勧告を受けた自転車貸付業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた自転車貸付業者の氏名、事業の経営上使用する商号があるときはその商号及び住所（法人にあっては、名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、福岡県行政手続条例（平成八年福岡県条例第一号）第三章第三節の規定の例により、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない。

(県民への情報提供等)

**第二十三条** 県は、自転車利用者、自転車事業の用に供する事業者及び自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、市町村、交通安全団体その他の団体と連携して、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

**第三章** 自転車の活用に関する基本的施策

(自転車を活適に利用できるまちづくり)

**第二十四条** 県は、自転車を活適に利用できるまちづくりを推進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自転車を活用したスポーツ及び健康づくりの推進)

**第二十五条** 県は、県民の体力の向上及び健康の増進を図るため、自転車を活用したスポーツ及び健康づくりの推進に努めるとともに、誰もが自転車を楽しむことができる機会の提供に努めるものとする。

(自転車を活用した観光振興及び地域の活性化)

**第二十六条** 県は、観光振興及び地域の活性化を図るため、国内外からの旅行者に対する自転車を活用した体験型の観光を推進し、県内の観光資源を広く発信するとともに、県民及び旅行者が自転車を利用しやすい環境の整備その他必要な措置を講ずるよう

努めるものとする。

**第四章 雑則**

(委任)

**第二十七条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十七条から第二十二条までの規定は、令和二年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の福岡県自転車等の安全で適正な利用の促進に関する条例第十三条及び第十四条の規定は、令和二年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までに事業を開始した自転車貸付業者に係る第十九条第一項の規定の適用については、同項中「その事業を開始したときは」とあるのは、「令和二年十月三十日までに」とする。

福岡県が設立する公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第十号**

福岡県が設立する公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十九条の二第四項の規定に基づき、県が設立する公立大学法人（以下「法人」という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法人に対する損害を賠償する責任の一部免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

**第二条** 法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第百八十六号）第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事又は会計監査人 二

**附則**

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県旅館業法施行条例及び福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第十一号**

福岡県旅館業法施行条例及び福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(福岡県旅館業法施行条例の一部改正)

**第一条** 福岡県旅館業法施行条例（昭和三十五年福岡県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「〇・二ミリグラム」を「〇・四ミリグラム」に改め、「遊離残留塩素濃度」の下に「又は三ミリグラム以上のモノクロラミン濃度」を加え、同条第七号中「貯湯槽」の下に「及び調節箱（洗いの湯栓、シャワー等に送る湯の温度を調節するための槽）」を加え、同条第九号中「浴槽内の湯水」を「浴槽から溢水した湯水及び当該湯水」に、「回収槽内の清掃」を「浴槽から溢水した湯水の還水管及び回収槽内の清掃」に改め、同条第十号中「ジェット噴射装置等」を「ジェット噴射装置その他の」に改め、同条第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 水位計配管は、適切な消毒方法で定期的に生物膜を除去すること。

第十条第十一号中「ほこり」を「ほこり、浴槽水」に改め、同号を同条第十二号と

し、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。  
第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(基準の特例)

**第十三条** 知事は、第三条第三号ニ（第四条第二項又は第五条第二項において準用する場合を含む。）及び第十条第十六号の基準による必要がある場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準を緩和し、又は適用しないことができる。

(福岡県公衆浴場法施行条例の一部改正)

**第二条** 福岡県公衆浴場法施行条例（昭和六十三年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第十二号中「〇・二ミリグラム」を「〇・四ミリグラム」に改め、「遊離残留塩素濃度」の下に「又は三ミリグラム以上のモノクロラミン濃度」を加え、同項第十四号中「貯湯槽」の下に「及び調節箱（洗い場の湯栓、シャワー等に送る湯の温度を調節するための槽）」を加え、同項第十六号中「浴槽内の湯水」を「浴槽から溢水した湯水及び当該湯水」に、同項第十七号中「ジェット噴射装置等」を「ジェット噴射装置その他の」に改め、同項第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 水位計配管は、適切な消毒方法で定期的に生物膜を除去すること。

第四条第二項第十八号中「ほこり」を「ほこり、浴槽水」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十八 気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

附則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

## 福岡県条例第十二号

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

**第一条** 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和五十三年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「ほ乳類」を「哺乳類」に、「は虫類」を「爬虫類」に改め、同条第四号中「けい留」を「係留」に、「さく」を「柵」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「けい留」を「係留」に改める。

第六条第一項中「第二十六条」を「第二十五条の二」に改める。

第十条の見出しを「（動物愛護管理指導員）」に改め、同条中「第二十四条第一項の規定による立入検査並びに法第三十四条第一項」を「第三十七条の三第一項」に、「動物愛護指導員」を「動物愛護管理指導員」に改める。

(福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

**第二条** 福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表一〇の項上欄中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

別表一六の項上欄中コを削り、フをキとし、ムからケまでをヤからサまでとし、同欄ラ中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、ラをオとし、オの次に次のように加える。

ク 法第二十五条第五項の規定による動物の飼養又は保管している者からの報告の徴収又は職員による立入検査

別表一六の項上欄ナ中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、ナをノとし、同欄ネ中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に改め、ネをトとし、ツをムとし、ムの次に次のように加える。

ウ 法第二十五条第一項の規定による必要な指導又は助言

別表一六の項上欄中ソをラとし、同欄レ中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、レをナとし、タをレとし、レの次に次のように加える。

ソ 法第二十四条の二第一項の規定による必要な措置の勧告

ツ 法第二十四条の二第二項の規定による措置の命令

ネ 法第二十四条の二第三項の規定による第一種動物取扱業者であった者からの報告の徴収又は職員による立入検査

別表一六の項上欄ヨ中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、ヨをタとし、カの次に次のように加える。

ヨ 法第二十三条第三項の規定による期限内に勧告に従わなかった旨の公表

別表一六の項上欄ヲ中「第二十二条の六第三項」を「第二十二条の六」に改め、ルを削り、ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ 法第二十一条の五第二項の規定による動物の個体に関する届出の受領

#### 附則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第二条中別表一〇の項の改正規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日から施行する。

福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

#### 福岡県条例第十三号

福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例（昭和五十九年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号イ中「喫煙室が、各階ごとに観覧室等外」を「喫煙室を設ける場合は、喫煙室が、観覧室等外」に改め、同号ロ中「十分な換気を行うことができるもの」を「望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、たばこの煙が喫煙室外（興行場の屋内に限る。）に流れ出ない構造」に改める。

第七条第四号ロ中「伝染病の病気」を「感染のおそれのある疾病」に改め、同号中ロをホとし、イをニとし、ニの前に次のように加える。

イ 喫煙室以外の場所における喫煙を禁止すること。

ロ 二十歳未満の者を喫煙室に立ち入らせないこと。

ハ 喫煙室を設けている旨の表示は、その旨を記載した標識を興行場内の適当な箇所に掲示し、常に容易に見えるよう適正に管理すること。

第八条中「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。）」を削る。

#### 附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

#### 福岡県条例第十四号

福岡県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例

（福岡県食品衛生法施行条例の一部改正）

第一条 福岡県食品衛生法施行条例（平成十二年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十条第二項の規定に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準（以下「管理運営の基準」という。）、「法」を削る。

第二条を削る。

第三条第一項中「別表第二」を「別表第一」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、次のただし書を加える。

ただし、この基準により難しい場合であつて、かつ、知事が特に公衆衛生上支障がないと認めるものにあつては、当該基準を緩和することができる。

第三条第二項を削り、同条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

別表第一及び別表第一の二を削る。

別表第二の一の項中「製造場等」を「製造、加工又は調理を行う場所（以下「製造場等」という。）」に改め、同項又中「食品取扱者」を「食品及び添加物（以下「

食品等」という。)を取り扱う業務に従事する者」に改め、同表三の項イ中「水道水」を「水道法(昭和三十二年法律第七十七号)に規定する水道により供給される水(以下「水道水」という。)」に改め、同表を別表第一とする。

別表第三の二の項イ中「作業場」を「製造場、加工場、調理場、処理場、保管場所、販売所その他営業に係る場所(以下「作業場」という。)」に改め、同表を別表第二とする。

**第二条** 福岡県食品衛生法施行条例の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条」を「第五十四条」に改め、「昭和二十八年政令第二百二十九号」の下に「。以下「政令」という。」を加える。

第二条中「各業種」を「政令第三十五条各号に掲げる営業(同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。)」に改め、「別表第二」の下に「、法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準については別表第一及び別表第二に加え、別表第三」を加える。  
別表第一及び別表第二を次のように改める。

**別表第一 (第二条関係)**

一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの(以下「食品等」という。)への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従事者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。

**三 施設の構造及び設備**

イ じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及

び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。

ロ 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。

ハ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒(以下この表において「清掃等」という。)を容易にすることができ材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。

ニ 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあっては、床面は不透水性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不透水性材料で腰張りされていること。

ホ 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることができるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。

ヘ 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合は、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合は、食品衛生上支障のない構造であること。

ト 法第十三条第一項の規定により別に定められた規格又は基準に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業にあってはへの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業にあってはへの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。

チ 従事者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。  
リ 排水設備は次の要件を満たすこと。

(1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

(2) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外

に適切に排出できる機能を有すること。

(3) 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

又 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。

製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第十

三条第一項により別に定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあつては、そのために従い必要な設備を有すること。

ル 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。

ヲ 次に掲げる要件を満たす便所を従事者の数に応じて有すること。

(1) 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。

(2) 専用の流水式手洗い設備を有すること。

ワ 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。

カ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

ヨ 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。

タ 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。

レ 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。

ソ 添加物を使用する施設にあつては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

四 機械器具

イ 食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下この表において「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び

点検をすることのできる構造であること。

ロ 作業に応じた機械器具等及び容器を備えること。

ハ 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。

ニ 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄しやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。

ホ 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。

ヘ 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。

ト 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。

五 その他

イ 飲食店営業にあつては、第三号ヨの基準を適用しない。

ロ 飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第二第一号(1)において同じ。）をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができ

(1) 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。

(2) 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。

(3) 冷蔵又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。

(4) 食品を取り扱う区域にあつては、従事者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画されていることを要しないこととすることができる。

ハ 飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。

ニ 食肉処理業のうち、自動車において生体又はたいを処理する場合にあつては、第三号ヲ、ワ及びタ並びに第四号ホの基準を適用しない。

ホ 冷凍食品製造業及び複合型冷凍食品製造業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、第一号から第四号までに掲げるものに加え、次の要件を満たすこと。

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

(4) 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

へ 密封包装食品製造業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあつては、第一号から第四号までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。

(1) 原材料の保管及び前処理又は調査並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

別表第二（第二条関係）

一 飲食店営業

自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

二 調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

イ ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあつては、この限りではない。

ロ 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料の材質であること。

三 食肉販売業

イ 処理室を有すること。

ロ 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。

ニ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

四 魚介類販売業

イ 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。



ロ 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。

ハ 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあつては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。

二 かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 必要に応じて浄化設備を有すること。

(2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

(3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

#### 五 魚介類競り売り営業

イ 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。

ロ 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。

ハ 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあつては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。

#### 六 集乳業

イ 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。

ロ 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

#### 七 乳処理業

イ 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない設備にあつては貯蔵及び受入検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあつては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。）。

二 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。

#### 八 特別牛乳搾取処理業

イ 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。なお、生乳の殺菌をする場合にあつては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。

ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。

#### 九 食肉処理業

イ 原材料の荷受け及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不透水性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。

二 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

ホ 生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ち

よう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。

(2) 剥皮をする場所は、懸ちよう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒施設を有すること。

(3) 懸ちよう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。

(4) 洗浄消毒設備は、摂氏六十度以上の温湯及び摂氏八十三度以上の熱湯を供給することのできる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確かめる温度計を備えること。

へ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。

(2) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十七第四イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。なお、シカ又はイノシシを処理する場合にあつては、成獣一頭あたり約百リットルの水を供給することのできる貯水設備を有すること。

(3) 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不透水性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

(4) 車外において剥皮をする場合にあつては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じん埃等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

ト 血液を加工する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 運搬器具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液

が運搬されない施設にあつては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。

(2) 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

(3) 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

一〇 食品の放射線照射業

イ 専用の照射室を有すること。

ロ 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。

ハ 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

一一 菓子製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を備えること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ニ シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあつては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

一二 アイスクリーム類製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

## 一三 乳製品製造業

イ 原材料の保管及び調査並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

## 一四 清涼飲料水製造業

イ 原材料の保管及び調査並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあつては製造に限る。）をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の調査及び製品の製造をする室又は場所にあつては、調査、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

## 一五 食肉製品製造業

イ 原材料の保管、前処理及び調査並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。

ロ 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

## 一六 水産製品製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ハ 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調査

、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を備えること。

ニ 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。

ホ 魚肉練り製品を製造する場合にあつては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に播漬及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。

へ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 必要に応じて浄化設備を有すること。

(2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

(3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

## 一七 氷雪製造業

製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

## 一八 液卵製造業

イ 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏八度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理できる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

## 一九 食用油脂製造業

イ 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所にあつては、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。

ハ マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にあつては、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を有すること。

二〇 みそ又はしょうゆ製造業

イ 製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。また、包装充填をする室又は場所にあつては、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。

ロ しょうゆを製造する場合にあつては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。

ハ みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあつては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

二一 酒類製造業

イ 製造する品目に応じて、製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留・圧搾を含む。）をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立をする設備を有すること。

ハ 製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きよう、製麹、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

二二 豆腐製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に

じて包装するための設備を有すること。

ハ 無菌充填豆腐を製造する場合にあつては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を備えること。

ニ 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあつては、必要に応じて、冷凍、乾燥、油調等をする設備を備えること。

二三 納豆製造業

イ 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

二四 麺類製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有すること。室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にあつては、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。

二五 そうざい製造業及び複合型そうざい製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解冻、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

二六 冷凍食品製造業及び複合型冷凍食品製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ハ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ニ 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

二七 漬物製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。

ハ 浅漬けを製造する場合にあつては、製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵設備を有すること。

二八 密封包装食品製造業

イ 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ハ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

二九 食品の小分け業

イ 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。

ロ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

三〇 添加物製造業

イ 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。添加物製剤を製造する場合にあつては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。

ハ 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であつて、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りではない。

ニ 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあつては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であつて、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第十三条第一項の基準及び規格に適合する場合は、この限りではない。別表に次の一表を加える。

別表第三(第二条関係)

一 生食用食肉の加工又は調理をする施設

イ 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。

ロ 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。

ハ 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。

ニ 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が摂氏十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ホ 生食用食肉を加工する施設にあつては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。

二 ぶぐを処理する施設

イ 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施設できる容器等を備えること。

ロ ぶぐの処理をするための専用の器具を備えること。

ハ ふぐを凍結する場合にあつては、ふぐを摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

(福岡県ふぐ取扱条例の一部改正)

第三条 福岡県ふぐ取扱条例(昭和五十三年福岡県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「昭和二十二年法律第二百三十三号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 法第五十七条第一項の規定により魚介類の販売等に係る届出を行った者

第十条第一項第二号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

(福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例(平成二十八年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「次の各号のいずれかに該当するとき」を「健康への悪影響を未然に防止する観点から報告が必要と認められる食品等として規則で定めるものであるとき(食品衛生法第五十八条第一項又は食品表示法第十条の二第一項の規定に基づき届け出なければならないこととされているときを除く。)」に改め、同項各号を削る。

(福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例(平成十三年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

(福岡県食品取扱条例の廃止)

第六条 福岡県食品取扱条例(昭和二十八年福岡県条例第四十七号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。ただし、第一条の規定は令和二年六月一日から、第三条中第十条の改正規定は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安

全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定にかかわらず、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)第一条による改正前の食品衛生法第五十条第二項の規定に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準については、令和三年五月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に第六条の規定による廃止前の福岡県食品取扱条例第四条の許可を受けて営業を営んでいる者については、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十七条第一項の届出をしたものとみなす。

(福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

4 福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表三二の項を次のように改める。

三二 削除

福岡県専門医研修資金貸与条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十五号

福岡県専門医研修資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、県内の病院又は診療所の特定診療科(以下「県内の特定診療科」という。)において専門研修を受けている医師で、将来、県内の特定診療科において勤務しようとするものに対し、研修資金を貸与することにより、県内における地域医療の充実に必要な医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

による。

一 特定診療科 医師の確保が特に必要な診療科として規則で定めるものをいう。

二 専門研修 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修で規則で定めるものをいう。

三 研修資金 専門研修のための資金をいう。

四 指定勤務 規則で定める病院又は診療所において、特定診療科の医師として従事することをいう。

五 貸与期間 研修資金の貸与を受けた期間をいう。

六 業務従事期間 規則で定めるところにより指定勤務に従事したと認められた期間をいう。

七 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定による育児休業をいう。

八 介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業及び同法第六十一条第六項において読み替えて準用する同条第三項の規定による休業をいう。

（貸与の対象者）

**第三条** 研修資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

一 県内の特定診療科において、専門研修を受けている者（規則で定める者を除く。）であること。

二 専門研修を修了した後、引き続き指定勤務を行おうとする者であること。

（貸与の額等）

**第四条** 研修資金の貸与の額は、月額十五万円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 研修資金は、三年の期間を超えない範囲内で貸与する。  
（貸与の手続）

**第五条** 研修資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に研修資金の貸与を申請しなければならない。

2 知事は、第三条各号に掲げる要件を備える者のうちから、予算の範囲内で、研修資金を貸与する者を決定するものとする。

（保証人）

**第六条** 研修資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人を立てなければならない。

（貸与の中止及び停止）

**第七条** 知事は、研修資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事実の生じた日の属する月の分から研修資金の貸与を中止するものとする。

一 死亡したとき。

二 専門研修を中止したとき。

三 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。

四 心身の故障のため専門研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

五 研修資金の貸与を受けている者として不適当と認められるとき。

六 その他研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、研修資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事実の生じた日の属する月の分から研修資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された研修資金があるときは、その研修資金は、貸与の再開に至った日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

一 専門研修を休止したとき。

二 受けている専門研修が三十日以上の間、県外の病院又は診療所で実施されるとき。

（返還）

**第八条** 研修資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、貸与が終了したとき又は前条第一項の規定により研修資金の貸与が中止されたときは、当該終了し、又は中止された日の翌日から起算して三十日以内に、貸与を受けた研修資金を返還す

るものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、規則で定めるところにより返還することができる。

(利息及び延滞金)

**第九条** 被貸与者は、前条の規定により貸与を受けた研修資金を返還するときは、当該研修資金の貸与を受けた日の属する月の翌月から貸与が終了した日又は第七条第一項の規定により貸与が中止された日の属する月までの期間（当該期間に、次条の規定により研修資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の履行の猶予を受けた期間がある場合は、当該猶予を受けた期間を除く。）について、貸与を受けた研修資金の額に年十パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する利息を支払わなければならない。

**2** 被貸与者は、正当な理由がなくて貸与を受けた研修資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、規則で定めるところにより、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、貸与を受けた研修資金と前項に規定する利息との合計額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(返還債務の履行猶予)

**第十条** 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還債務の履行を猶予することができる。

- 一 指定勤務を行っているとき。
- 二 心身の故障、災害その他やむを得ない理由により研修資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

**第十一条** 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、貸与した研修資金の返還債務を免除するものとする。

- 一 専門研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間に相当する期間を経過するまでの間（育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により指定勤務を行うことができない期間（通算して三年間を上限とする。）を除く。）を、指定勤務を行ったとき。

- 二 指定勤務を行っている期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

**第十二条** 知事は、前条に規定する場合を除くほか、被貸与者が死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により貸与を受けた研修資金を返還することができなくなったと認められるとき、その他必要と認めるときは、規則で定めるところにより、返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

**第十三条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の

一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

(福岡県青少年健全育成条例の一部改正)

**第一条** 福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

(福岡県保健福祉関係手数料条例の一部改正)

**第二条** 福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第八一の項から第八九の項まで中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。



(福岡県薬物の濫用防止に関する条例の一部改正)

**第三条** 福岡県薬物の濫用防止に関する条例(平成二十六年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

(福岡県暴力団排除条例の一部改正)

**第四条** 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

**附則**

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日から施行する。

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第十七号**

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年福岡県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「及びその者」を「、その者」に改め、「交付番号」の下に「及びその者の研修の受講修了日」を加え、同項第七号中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改める。

第五条第一項第十一号中「第十条第一項から第四項までに」を「第十条第一項から第五項までに」に改める。

第十条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項の」を「第二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の浄化槽管理士は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める日

前三年の期間において規則で定める研修を受けた者でなければならない。

一 第二条第一項の規定による登録の申請を行う場合 申請日

二 第二条第三項の規定による更新の登録の申請を行う場合 従前の登録の有効期間の満了の日

三 第七条第一項の規定による変更の届出(第三条第五号に掲げる事項に限る。)を行う場合 変更の日

第十一条第四項中「浄化槽保守点検業者は」の下に「、前項に定めるもののほか」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 浄化槽保守点検業者は、第十条第二項の浄化槽管理士に対して規則で定める研修を受ける機会を確保しなければならない。

第十九条第一号中「第十条第五項」を「第十条第六項」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定、第五条第一項の改正規定及び第十条第二項の次に一項を加える改正規定については、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に県内に営業所を設置し、県内の区域で浄化槽保守点検業を営んでいる者が行う更新の登録の申請をする場合において、この条例の施行の日から二年間は、第三条第一項第五号の規定にかかわらず、研修の受講修了日を記載しないで、申請書を提出することができる。

3 前項の規定により申請をした者については、施行日から令和四年三月三十一日までの間は、第五条第一項第十一号中「第一項から第五項まで」とあるのは「第一項、第二項、第四項及び第五項」とする。

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第十八号**

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例  
 福岡県商工関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表三二の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を、「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

**附則**

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県農林水産関係手数料条例及び恩給又は退職年金若しくは退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第十九号**

福岡県農林水産関係手数料条例及び恩給又は退職年金若しくは退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例

（福岡県農林水産関係手数料条例の一部改正）

**第一条** 福岡県農林水産関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三中二一の項を二五の項とし、九の項から二〇の項までを四項ずつ繰り下げ、同表四の項中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項を同表九の項とし、同表五の項中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に、「漁業権移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に改め、同項を同表一〇の項とし、同表六の項中「第三十六条第一項（同条第四項）」を「第八十八条第一項（同条第五項）」に改め、同項を同表一一の項とし、同項の次に次のように加える。

一二	漁業法第九十九条第一項の規定による沿岸漁場管理団体の指定の申請に対する審査	沿岸漁場管理団体の指定申請手数料	一件につき 三、七〇〇円	申請のとき
----	---------------------------------------	------------------	-----------------	-------

別表第三の一の項中「（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条」を「第六十九条第一項」に改め、同項を同表六の項とし、同表七の項中「第六十五条第一項又は第六十六条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同項を同表四の項とし、同表八の項中「第六十五条第一項又は第六十六条第一項」を「第五十八条において読み替えて準用する漁業法第四十七条」に改め、同項を同表五の項とし、同表二の項中「第十四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条第六項」に、「漁業権の」を「団体漁業権の」に、「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に改め、同項を同表七の項とし、同表三の項中「第二十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項を同表八の項とし、同表に一の項から三の項までとして次のように加える。

一	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十七条第一項の規定による漁獲割当割合の設定の申請に対する審査	漁獲割当割合の設定申請手数料	一件につき 三、三〇〇円	申請のとき
二	漁業法第二十一条第一項の規定による漁獲割当割合の移転の認可の申請に対する審査	漁獲割当割合の移転認可申請手数料	一件につき 三、三〇〇円	申請のとき
三	漁業法第二十二条第一項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可の申請に対する審査	年次漁獲割当量の移転認可申請手数料	一件につき 三、三〇〇円	申請のとき

（恩給又は退職年金若しくは退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部改正）

**第二条** 恩給又は退職年金若しくは退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第十号中「第八十五条第六項」を「第三十七条第六項」に、「第一百一十一条」を「第一百五十一条」に、「第三百二十二条」を「第三百七十三条」に改める。

**附則**

この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

福岡県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十号

福岡県漁港管理条例の一部を改正する条例

福岡県漁港管理条例(昭和三十九年福岡県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「一月(工作物の設置を目的とする占用にあつては、三年)」を「十年」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十一号

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福岡県建築基準法施行条例(昭和四十六年福岡県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「、第二号」を「から第三号まで」に改める。

第十八条中「第百十二条第十七項」を「第百十二条第十八項」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十二号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例(昭和五十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

る。

別表第二の八中

筑後広域公園			
多目的広場		多目的運動場	
半面	全面	半面	全面
以内	二時間	以内	二時間
			三、一三〇円
			一、五六〇円
			六二〇円
			三一〇円

を

筑後広域公園					
多目的広場		多目的運動場		球技場	
半面	全面	半面	全面	半面	全面
以内	二時間	以内	二時間	以内	二時間
			一、五六〇円		四、〇四〇円
			三、一三〇円		二、〇二〇円
			六二〇円		三一〇円

に改める。

附則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十三号

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(福岡県県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県県立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項を次のように改める。

中学校、高等学校及び中等教育学校の職員	校長及び教員（実習助手を含む。） 事務職員及び技術職員	五、三八九人 四五七人
計	その他の職員	一三三四人 六、〇八〇人

第二条第一項の表特別支援学校の職員の項中「一、八四〇人」を「一、八五五人」に、「一、九三四人」を「一、九四九人」に改める。

（福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

**第二条** 福岡県市町村立学校職員定数条例（昭和三十九年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の職員の項中「一四、四四三人」を「一四、六四九人」に、「六八八人」を「六八一一人」に、「二二一人」を「二二〇人」に、「七七二人」を「七六〇人」に、「一六、一二四人」を「一六、三二〇人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「二〇二人」を「二〇五人」に、「二一六人」を「二一九人」に改める。

**附則**

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第二十四号**

福岡県監査委員条例の一部を改正する条例

福岡県監査委員条例（昭和三十九年福岡県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 法第五十条第五項の規定による財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針並びにこれに基づき整備した体制について評価した報告書の審査

**附則**

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第二十五号**

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

- 一 警察官 一一、一二四人
- 警視 二七八人
- 警部 六五八人
- 警部補及び巡査部長 六、六八七人
- 巡査 } 警察教養施設において新任者として  
教育訓練中の者を含む。 三、五〇一人

**附則**

この条例は、令和二年四月一日から施行する。